

令和 6 年 6 月定例会
(2 0 2 4 年)

議案書①

5 月 2 3 日提出

【報告】

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年（2024 年）5 月 23 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1 豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）等が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴う豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について議決を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告するものである。

専決第 2 号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定につ
いて

豊中市市税条例の一部を改正する条例を次のように設定する
ものとする。

令和 6 年（2024 年）3 月 30 日専決

豊中市長 長 内 繁 樹

豊中市条例第 29 号

豊中市市税条例の一部を改正する条例

豊中市市税条例（平成 15 年豊中市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
附 則	附 則 <u>（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u> <u>第 8 条の 4 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 18,050,000 円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 8 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 20 条、第 22 条から第 24 条まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 8 条の 2 の 2 第 1 項、前条及び附則第 10 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第 22 条の 2 第 2 項、第 43 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 22 条の 2 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 43 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 8 条の 4 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「，前々年中」とあるのは「，附則第 8 条の 4 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u> <u>（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）</u> <u>第 8 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 33 条の規定にかかわらず、次</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第32条第1項に規定する第1期の納期（以下この条及び附則第8条の7第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第32条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び附則第8条の7第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第32条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>額，普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> <u>2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第43条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については，前項の規定は，適用しない。</u> <u>（令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）</u> <u>第8条の6 附則第8条の4第1項の規定の適用がある場合における第38条第1項の規定の適用については，令和6年度分の個人の市民税に限り，同項中「12分の1」とあるのは「11分の1」と，「6月」とあるのは「7月」とする。</u> <u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u> <u>第8条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り，第43条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第3項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については，次に定めるところによる。</u> <u>（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第8条の4第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第43条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」と</u>

(現 行)	(改 正 後)
	いう。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第43条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があ

(現 行)	(改 正 後)
	<u>るとき又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(２) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(３) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (４) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額，その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり，かつ，その者の第１期分金額，その者の第２期分金額，その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には，普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は，第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし，同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額，その者の第２期分金額，その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (５) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額，その者の第２期分金額，その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には，普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は，第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし，同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> ２ <u>前項の規定の適用がある場合における第４３条の４の規定の適用については，同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第８条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> <u>３ 令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</u> <u>（１） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第４３条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>（２） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(３) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４３条の５第２項の規定により読み替えられた第４３条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u> <u>４ 前項の規定の適用がある場合における第４３条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第８条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> <u>５ 令和６年度分の個人の市民税につき第４３条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> <u>第８条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項</u>

(現 行)	(改 正 後)
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第9条 (省 略) 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第27条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、附則第8条の2第1項、附則第8条の2の2第1項及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。 (1) (省 略) (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第18条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、	<u>及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第20条、第22条から第24条まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第8条の2の2第1項、附則第8条の3及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第9条 (省 略) 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第27条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、附則第8条の2第1項、附則第8条の2の2第1項及び<u>附則第8条の3</u>の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。 (1) (省 略) (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第18条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、

(現 行)	(改 正 後)
附則第 8 条の 2 第 1 項, 附則第 8 条の 2 の 2 第 1 項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額 3 前項の規定の適用がある場合における第 2 4 条第 1 項の規定の適用については, 同項中「前 3 条」とあるのは, 「前 3 条並びに附則第 9 条第 2 項」とする。 (読替規定) 第 1 1 条 (省 略) 2 法附則第 1 5 条第 1 項, 第 1 3 項から第 1 5 項まで, 第 1 7 項, 第 1 9 項, 第 2 4 項, 第 3 2 項, <u>第 3 3 項, 第 3 5 項, 第 3 9 項若しくは第 4 6 項</u>又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第 1 3 6 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは, 「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条若しくは第 6 3 条」とする。 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 1 1 条の 2 (省 略) 2～4 (省 略) 5 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号の条例で定める割合は, 4 分の 3 とする。 6 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号の条例で定める割合は, 2 分の 1 とする。 <u>7 法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合は, 2 分の 1 とする。</u> <u>8 法附則第 1 5 条第 3 3 項の条例で定める割合は, 3 分の 2 とする。</u> <u>9・10</u> (省 略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が	附則第 8 条の 2 第 1 項, 附則第 8 条の 2 の 2 第 1 項及び<u>附則第 8 条の 3</u>の規定により計算した所得割の額に相当する金額 3 前項の規定の適用がある場合における第 2 4 条第 1 項, <u>附則第 8 条の 4 第 1 項及び前条</u>の規定の適用については, <u>第 2 4 条第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 9 条第 2 項」と, 附則第 8 条の 4 第 1 項中「前条」とあるのは「前条, 附則第 9 条第 2 項」と, 前条中「附則第 8 条の 3」とあるのは「附則第 8 条の 3, 次条第 2 項」とする。</u> (読替規定) 第 1 1 条 (省 略) 2 法附則第 1 5 条第 1 項, 第 1 3 項から第 1 5 項まで, 第 1 7 項, 第 1 9 項, 第 2 4 項, 第 3 2 項, <u>第 3 4 項若しくは第 4 5 項</u>又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第 1 3 6 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは, 「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条若しくは第 6 3 条」とする。 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 1 1 条の 2 (省 略) 2～4 (省 略) 5 法<u>附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号</u>の条例で定める割合は, 4 分の 3 とする。 6 法<u>附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号</u>の条例で定める割合は, 2 分の 1 とする。 <u>7 法附則第 1 5 条第 3 2 項</u>の条例で定める割合は, 3 分の 2 とする。 <u>8・9</u> (省 略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が

(現 行)	(改 正 後)
(1)～(6) (省 略) <u>10</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (省 略) <u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (省 略) <u>12</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(5) (省 略) <u>13</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改	(1)～(6) (省 略) <u>11</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (省 略) <u>12</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (省 略) <u>13</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(5) (省 略) <u>14</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改

(現 行)	(改 正 後)
修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が法施行令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (省 略) (5) 法施行規則<u>附則第 7 条第 1 7 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (省 略) <u>14</u> (省 略) (土地に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の定義</u>) 第 1 4 条 次条から附則第 2 9 条まで及び附則第 3 0 条の 2 において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) (省 略) (8) 平成 5 年度適用市街化区域農地 法<u>附則第 1 9 条の 3 第 5 項</u> (9) (省 略) (<u>令和 4 年度又は令和 5 年度</u>における土地の価格の特例) 第 1 5 条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課	修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が法施行令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (省 略) (5) 法施行規則<u>附則第 7 条第 1 8 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (省 略) <u>15</u> (省 略) (土地に対して課する<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の定義</u>) 第 1 4 条 次条から附則第 2 9 条まで及び附則第 3 0 条の 2 において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) (省 略) (8) 平成 5 年度適用市街化区域農地 法<u>附則第 1 9 条の 3 第 4 項</u> (9) (省 略) (<u>令和 7 年度又は令和 8 年度</u>における土地の価格の特例) 第 1 5 条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課

(現 行)	(改 正 後)
税標準は、第67条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例） 第16条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等	税標準は、第67条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例） 第16条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

(現 行)	(改 正 後)
調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固

(現 行)	(改 正 後)
定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 (農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第18条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資	定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 (農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第18条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(現 行)	(改 正 後)
産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 次の表 (省 略) (市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第 1 9 条 (省 略) 2・3 (省 略) <u>4 令和 2 年度分の固定資産税について豊中市市税条例の一部を改正する条例 (令和 3 年豊中市条例第 2 0 号) による改正前の豊中市市税条例附則第 1 9 条第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和 3 年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和 2 年度分の固定資産税に係る同条第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</u> 第 2 0 条 市街化区域農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額<u>(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)</u> (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条の規定の適用	次の表 (省 略) (市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第 1 9 条 (省 略) 2・3 (省 略) 第 2 0 条 市街化区域農地に係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ

(現 行)	(改 正 後)
を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 (免税点の適用に関する特例) 第22条 附則第16条又は第18条から第20条までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第16条、第18条又は第20条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第19条の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第20条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第19条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準とな	て得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 (免税点の適用に関する特例) 第22条 附則第16条又は第18条から第20条までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第16条、第18条又は第20条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第19条の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第20条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第19条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定するその年度分の課税標準となるべき額に

(現 行)	(改 正 後)
るべき額によるものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) 第２３条 宅地等に係る<u>令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は</u>、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５（<u>商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２．５</u>）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税額の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 ２ 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は</u>、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を	よるものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) 第２３条 宅地等に係る<u>令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は</u>、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 ２ 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和６年度から令和８年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

(現 行)	(改 正 後)
当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度	得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度

(現 行)	(改 正 後)
分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>） 第25条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 次の表 （省 略） 第27条 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は</u>、前条の規定により附則第19条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる	分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>） 第25条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 次の表 （省 略） 第27条 市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は</u>、前条の規定により附則第19条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる

(現 行)	(改 正 後)
べき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置) 第30条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。</u>	べき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置) 第30条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第 3 6 条の 2 (省 略) 2 (省 略) 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第 3 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) 4 (省 略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 3 8 条 (省 略) 2 (省 略)	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第 3 6 条の 2 (省 略) 2 (省 略) 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) <u>(5) 附則第 8 条の 4 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 4 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第 3 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) <u>(5) 附則第 8 条の 4 及び附則第 8 条の 8 の規定の適用については、附則第 8 条の 4 第 1 項及び附則第 8 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 (省 略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 3 8 条 (省 略) 2 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第41条 (省 略) 2～4 (省 略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第42条 (省 略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略)	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) <u>(5) 附則第8条の4及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の4第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第41条 (省 略) 2～4 (省 略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) <u>(5) 附則第8条の4及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の4第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第42条 (省 略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) <u>(5) 附則第8条の4及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の4第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>

(現 行)	(改 正 後)
(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第44条 (省 略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第44条の2 (省 略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) 3・4 (省 略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略)	(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第44条 (省 略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) <u>(5) 附則第8条の4及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の4第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第44条の2 (省 略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) <u>(5) 附則第8条の4及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の4第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 (省 略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) <u>(5) 附則第8条の4及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の4第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>

(現 行)	(改 正 後)
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第45条 (省 略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) 3・4 (省 略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) 6 (省 略)	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第45条 (省 略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) <u>(5) 附則第8条の4及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の4第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 (省 略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) <u>(5) 附則第8条の4及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の4第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第45条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 (省 略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊中市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。